

令和7年8月1日

お客さま 各位

大阪シティ信用金庫

AIカメラによるATMを利用した特殊詐欺防止の取り組みについて

令和7年8月1日（金）から「大阪府安全なまちづくり条例」が改正され、高齢者が携帯電話等で通話しながらATMを操作することが禁止となりました。

当金庫では、かねて職員によるお声がけはもちろんのこと、ATMコーナーでのポスター掲示やステッカー貼付等による特殊詐欺被害の注意喚起を行っており、このたび、AIカメラによる特殊詐欺防止策を下記のとおり実施します。

記

1. AIカメラによる特殊詐欺防止策の概要

振り込め詐欺等の特殊詐欺は、犯人が電話でATMに誘導のうえ、振込操作を指示する手口が多く発生しております。

本防止策は、AIカメラが振込操作中に携帯電話を操作するしぐさを検知し、取引の中止等を行うものです。

2. 開始日

令和7年8月1日（金）

一部の店舗にて開始します。

3. 今後の展開予定

順次、対応店舗を拡大します。

当金庫では、今後ともお客さまの大切な預金を守るための取り組みを積極的に実施してまいります。

4. その他

本防止策は、年齢に関わらず、振込操作中に注意喚起を行った後、携帯電話等による通話のしぐさを検知し、取引の中止等を行います。

ATMご利用中は、どなたさまも携帯電話等のご利用をお控えいただきますようお願いいたします。

以上